

くろまぐろに係る令和6管理年度のガイドラインのポイント

令和6年3月26日
(一部改正 令和6年6月3日)
島根県農林水産部水産課

1 管理年度

令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間です。

2 知事管理漁獲可能量等

(1) 知事管理漁獲可能量及び地域別漁獲管理目安量

漁獲可能量を遵守するため、知事管理区分（漁業種類）ごとの漁獲可能量に加え、地域別漁獲管理目安量を設定します。

① 小型魚（30キログラム未満）

知事管理区分等	知事管理漁獲可能量	地域別漁獲管理目安量	
		本土	隠岐
定置漁業	36.6 トン	29.4 トン	7.2 トン
沿岸くろまぐろ漁業	77.2 トン	47.2 トン	30.0 トン
その他の漁業	1.0 トン	—	—
留保枠	2.8 トン	—	—
漁獲可能量	117.6 トン	—	—

② 大型魚（30キログラム以上）

知事管理区分等	知事管理漁獲可能量	地域別漁獲管理目安量	
		本土	隠岐
定置漁業	33.3 トン	27.1 トン	6.2 トン
留保枠	0.9 トン	—	—
県全体の漁獲可能量	34.2 トン	—	—

(2) 定置漁業の漁獲上限目安量（経営体ごと）

定置漁業については、公平な漁獲の機会を確保するため、1経営体あたりの漁獲上限の目安量を設定します。

① 小型魚 1,395キログラム／経営体

② 大型魚 1,201キログラム／経営体

※小型魚から大型魚への振替が認められた経営体においては、当該振替を反映したそれぞれの目安数量

※ 重量換算 漁獲量の集計及び管理においては、ラウンド以外の荷姿（鰹・腹抜き等）の場合、重量換算（販売重量×1.15）を行うため、こ

の目安量は重量換算をした後の数量になることにご留意願います。

※ 融通数量の報告 経営体間で漁獲上限の目安量の調整を行った場合は、その内容を県に報告してください。

3 漁獲状況に応じた注意喚起

県は、定置漁業及び沿岸くろまぐろ漁業の漁獲量が地域別漁獲管理目安量の7割を超えた時点で「注意報」を、8割を超えた時点で「警報」を、9割を超えた時点で「特別警報」を発出します。さらに、知事管理漁獲可能量を超える恐れが著しく大きい場合には「採捕停止命令」を発出します。

知事管理区分（漁業種類）ごとの漁獲量が漁獲可能量の7割を超えた時点以降、県のホームページ等を通じて漁獲状況をお知らせします。

4 漁獲可能量を遵守するための漁業者等の取組

漁獲可能量を遵守するため、漁業者にお願いする取組を定めています。漁業協同組合におかれては、その取組の履行確認をお願いします。

(1) 定置漁業

段階	取組
隠岐及び本土別の漁獲量が、それぞれの地域別漁獲管理目安量の7割を超えた場合又は定置漁業の知事管理漁獲可能量の7割を超えた場合	[小型魚] ・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する。 ・経営体ごとの漁獲上限の目安量及び累積漁獲量を確認する。 [大型魚] ・経営体ごとの漁獲上限の目安量及び累積漁獲量を確認する。

(2) 沿岸くろまぐろ漁業（養殖用種苗の採捕を目的とするものに限る。）

段階	取組
隠岐及び本土別の漁獲量が、それぞれの地域別漁獲管理目安量の7割を超えた場合又は沿岸くろまぐろ漁業の知事管理漁獲可能量の7割を超えた場合	・養殖種苗にならない生存個体を放流する。

(3) 沿岸くろまぐろ漁業（上記（2）以外のもの）

段階	取組
隠岐及び本土別の漁獲量が、それぞれの地域別漁獲管理目安量の7割を超えた場合又は沿岸くろまぐろ漁業の知事管理漁獲可能量の7割を超えた場合	・全長45センチメートル未満の生存個体を放流する。

(4) その他の漁業

くろまぐろを目的とした操業を行わないこととし、混獲した場合は生存個体を放流する。